

新潟市民病院管理経営会議設置要綱

(設置)

第1条 新潟市民病院の管理運営並びに経営の方針決定機関として、新潟市民病院管理経営会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 管理運営並びに経営の方針決定に関する事項
- (2) 企画立案並びに経営分析に関する事項
- (3) その他管理運営並びに経営の推進にあたり必要な事項

(組織)

第3条 会議は、事業管理者、院長、副院長、看護部長、事務局長、経営企画課長、管理課長及び医事課長をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とし、事業管理者が招集する。

- 2 定例会は、毎週水曜日の午後1時から開催する。ただし、都合により変更し、又は中止することができる。
- 3 臨時会は、必要の都度開催する。
- 4 会議の進行は、事務局長がこれにあたるものとする。

(関係職員の出席等)

第5条 事業管理者は、会議の進行にあたり必要があると認めるときは、会議を組織する者以外の関係者を会議に出席させ、意見を述べ説明させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。